「三陸ジオパーク認定ガイド」制度要綱

（目的）

第１条　三陸ジオパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、三陸ジオパークを訪れる者へのサービスの向上及び三陸ジオパークをガイドする者の資質向上を図るため、ガイドする者の能力がジオパークのガイドとしての要件を満たす者を「三陸ジオパーク認定ガイド（以下「認定ガイド」という。)」に認定する。

この要綱は認定ガイドを認定するに当たり、その要件及び具体的な手続について定めるものである。

（認定ガイド）

第２条　認定ガイドは、三陸ジオパークについて一定の知識を有するとともに、ジオパーク活動を普及、推進する意思を有し、かつ本要綱で定める要件を満たし、推進協議会が実施する認定試験に合格した者であって、所定の手続きにより推進協議会会長（以下「会長」という。）の認定を受けた者とする。

２　認定ガイドの認定試験に係る合否判定及び取消しに係る審査は、会長が委嘱する委員で構成する認定審査会で行う。

（認定ガイドの責務）

第３条　認定ガイドは、旅行者の安心・安全に配慮するとともに、三陸ジオパークの魅力を分かりやすく伝えることができるよう、その資質の向上に努めなければならない。

２　ガイド利用者からのガイド内容に係る苦情やガイド中に発生した事故等については、ガイド本人及び所属するガイド団体が責任を持って対応するものとする。

（認定の要件）

第４条　認定ガイドは、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　第８条に定める認定講座を受講し、必修科目２単位、選択科目４単位以上の単位を取得していること。

(2)　第９条に定める「自然案内に関する資格・講習会等」を取得又は受講し、１単位以上取得していること。

(3)　第 10 条に定める「救急に関する資格・講習会等」を取得又は受講し、１単位以上取得していること。

(4)　ガイド又は所属するガイド団体が、ガイド利用者若しくは第三者の身体や財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったときに備える保険（賠償責任保険）に加入していること（認定試験合格後、認定登録手続申請までに加入することも可)。

（認定の手続）

第５条　認定試験を受験しようとする者は、様式第１号により会長に受験申込を行う。

２　会長は、認定試験の結果を様式第２号により通知する。

３　認定登録を希望する者は、様式第３号により会長に認定申請を行う。

４　会長は、前項の規定により認定申請があった者について、前条各号の要件を満たすときに、認定ガイドとして認定し、認定証を様式第４号により交付する。

（有効期間、更新及び失効）

第６条　認定ガイドの有効期間は、認定日（更新の場合は更新日）から翌年度の末日までとする。

２　認定ガイドを更新できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　利用者からガイド料を徴収する有料ガイドとしての活動実績があること。

(2)　会長が別に定める認定ガイド更新講習会を受講していること。

(3)　ガイド又は所属するガイド団体が、ガイド利用者若しくは第三者の身体や財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったときに備える保険（賠償責任保険）に加入していること。

３　更新を希望する者は、有効期間が満了する日の１か月前までに、様式第５号により会長に更新申請を行わなければならない。

４　会長は、第３項の規定により更新申請があった場合は、認定審査会を開催し、第２項の要件を満たしていると認められるときは認定証を様式第４号により交付する。

５　更新を希望しない認定ガイドは、認定証を会長に返納しなければならない。

６　認定ガイドの認定証は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、その効力を失う。

(1)　第４条第４号及び本条第２項第３号に規定する保険が失効又は有効期間が満了したとき。

(2)　第３項の期間内に更新申請をしなかったとき。

（認定の取消し）

第７条　会長は、認定ガイドが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、認定ガイドの認定を取り消すことができる。

(1)　虚偽その他の不正の手段でもって認定ガイドの認定を受けていたとき。

(2)　推進協議会又は認定ガイドの信用を著しく失墜させたとき。

２　会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式第６号により本人に通知する。

３　認定を取消された認定ガイドは、速やかに認定証を会長に返納しなければならない。

４　会長は、第２項の取消しによって生じた損害の一切を負担しない。

５　第１項の規定にかかわらず、認定ガイド本人が認定の取消しを希望するときは、いつでも取消しを申し出ることができる。

６　前項の取消しを申し出るときは、認定証を会長に返納しなければならない。

（認定講座）

第８条　三陸ジオパークを訪れる者へのサービスの向上及び三陸ジオパークをガイドする者の資質向上を図るための認定講座は別表１に定めるものとする。

（自然案内に関する資格・講習会等）

第９条　「自然案内に関する資格・講習会等」は、別表２に定めるものとする。

２　資格取得、講習会受講等にかかる費用等は各自の負担とする。

（救急に関する資格・講習会等）
第 10 条　「救急に関する資格・講習会等」は、別表３に定めるものとする。
２　資格取得、講習会受講等にかかる費用等は各自の負担とする。

（その他）
第 11 条　この要綱により難い事項については、会長が別に定める。

附則
　この要綱は平成 28 年 10 月 19 日から施行する。

別表１（第８条関係）

認定講座の基準

	必修/選択	講座名	科目名 【単位数】	内容
認定講座	必修	ガイドプログラム作成講座	①プログラム作成 【１単位】	・ジオパークのガイドシナリオやガイドプログラムの考え方や作成のコツなど
			②プログラム磨き 【１単位】	・受講者が作成したガイドプログラムに磨きをかける
	選択	一般向け講座	①ジオ概論 【１単位】	・ジオパークの理念、歴史、登録要件（世界遺産との違い）、ユネスコ世界ジオパーク、日本ジオパークなど ・三陸ジオパークの特徴（地理的範囲、面積、構成市町村、認定までの経緯、地形、地質、動植物、歴史、生活文化、災害史など）
			②ジオめぐり 【１単位】	・ジオサイトの現地見学会など
		ガイド養成講座	①観光概論 【１単位】	・リスクマネジメント、旅行業法、観光学、インバウンドなど
			②環境関連法 【１単位】	・環境基本法、自然公園法 ・資源の保護・保全 ・鳥獣保護、種の保存に関する法規など
			③実践者のおはなし 【１単位】	・ガイドの心構え ・他地域のジオパークでのガイド実践例 ・ 接客接遇マナー、お客様とのコミュニケーション方法、クレーム対応の方法など

※　各科目、講義は１コマ 60 分、ワークショップ形式は 60～90 分。

※　ガイドプログラム作成講座の①～②は連続する内容のため、両方を受講のこと。

別表２（第９条関係）

別表２　自然案内に関する資格・講習会等

No.	資格・講習会名	主催団体名	受講料（更新料）
1	ネイチャーゲーム リーダー養成講座	公益社団法人 日本シェアリングネイチャー協会	有料（有［１年更新］）
2	自然観察指導員 (NACS-J)	日本自然保護協会	有料（有［１年更新］）
3	自然体験活動指導者 (NEALリーダー)	全国体験活動指導者認定委員会 自然体験活動部会	有料（無）
4	エコツーリズム ガイド養成講習会	日本エコツーリズム協会	無料（無）
5	プロジェクト・ワイルド 指導者養成講座	プロジェクト・ワイルド事務局 （一般社団法人公園財団内）	有料（無）
6	プロジェクトWET エデュケーター講習会	公益財団法人河川財団	有料（無）
7	インタープリター トレーニングセミナー（IPTS）	日本インタープリテーション協会	有料（無）
8	グリーンツーリズム インストラクター育成講習会	一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構	有料（無）

※　有資格者・受講修了者は１単位

別表３（第 10 条関係）

別表３　救急に関する資格・講習会等

No.	資格・講習会名	主催団体名	受講料（更新料）
1	赤十字救急法 基礎講習	日本赤十字社	有料（有［５年更新］）
2	赤十字救急法 救急員養成講習会	日本赤十字社	有料（有［５年更新］）
3	メディックファーストエイド (MFA) ベーシックプラスコース	MFAジャパン株式会社	有料（有［２年更新］）
4	普通救命 講習会	消防署	無料（無［３年更新］）
5	応急手当プログラム（LSFA）	モータースポーツ ライフセービング機構（LSO）	有料（有［２年更新］）

※　有資格者・受講修了者は１単位

様式第１号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

三陸ジオパーク推進協議会会長　　様

申込者

（住所）〒　　－

（氏名）　　印

「三陸ジオパーク認定ガイド」認定試験申込書

このことについて、「三陸ジオパーク認定ガイド」認定制度要綱に記載されている事項の全てを了解した上で、要綱第５条第１項の規定に基づき、「三陸ジオパーク認定ガイド」の認定試験に申し込みます。

記

受講した講座の名称	
所属ガイド団体名	
連絡先	電話： FAX： 電子メール：
備　　考	

【添付書類】

①　三陸ジオパーク認定ガイド認定講座の講習を受講したことを証する書類（受講証明書など）

②　「自然案内に関する資格・講習会等」及び「救急に関する資格・講習会等」を取得又は受講したことを証する書類（認定証の写しなど）

様式第２号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

（認定試験を受験した者）　様

三陸ジオパーク推進協議会会長　　印

「三陸ジオパーク認定ガイド」認定試験の結果について

平成　年　月　日に実施した認定試験の結果について、「三陸ジオパーク認定ガイド」制度要綱第５条第２項の規定に基づき通知します。

合　格　　（認定登録を希望する場合は、様式第３号により認定申請をしてください。）

不合格

様式第３号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

三陸ジオパーク推進協議会会長　様

申請者

（住所）〒　　－

（氏名）　　印

「三陸ジオパーク認定ガイド」認定登録申請書

このことについて、「三陸ジオパーク認定ガイド」制度要綱に記載されている事項の全てを了解した上で、要綱第５条第３項の規定に基づき、「三陸ジオパーク認定ガイド」の認定登録を申請します。

記

賠償責任保険	保険名： 販売会社名：
所属ガイド団体名	
連絡先	電話： FAX： 電子メール：
備　　考	

【添付書類】

① 加入した賠償責任保険が有効期間にあることを証する書類（保険証書の写しなど）。なお、所属するガイド団体で管理している場合はその旨を備考に記載し、添付不要

② 顔写真（三陸ジオパーク認定ガイド認定証に貼り付けるもの。データ［jpeg 形式など］でも可。）

様式第４号（第５条関係）

注１　登録 No. の付け方

登録 No.（認定された西暦）―（認定番号）

様式第５号（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

三陸ジオパーク推進協議会会長　様

申請者

（住所）〒　　－

（氏名）　　印

「三陸ジオパーク認定ガイド」認定更新申請書

このことについて、「三陸ジオパーク認定ガイド」制度要綱に記載されている事項の全てを了解した上で、要綱第６条第３項の規定に基づき、「三陸ジオパーク認定ガイド」の認定更新を申請します。

記

登録NO.	登録NO.： 認定有効期限　　年　　月　　日
認定期間中の ガイド実績 （記入欄が不足する場合は 別紙にまとめ添付すること）	
賠償責任保険	保険名： 販売会社名：
所属ガイド団体名	
連絡先	電話： FAX： 電子メール：
備　　考	

【添付書類】

① 「自然案内に関する資格・講習会等」及び「救急に関する資格・講習会等」の認定証等が有効期間であることを証する書類（認定証の写しなど）

② 加入した賠償責任保険が有効期間にあることを証する書類（保険証書の写しなど）。なお、所属するガイド団体で管理している場合はその旨を備考に記載し、添付不要

③ 顔写真（三陸ジオパーク認定ガイド認定証に貼り付けるもの。データ［jpeg 形式など］でも可。）

様式第６号（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

登録NO.
（認定を取り消したガイド）　様

三陸ジオパーク推進協議会会長　　印

「三陸ジオパーク認定ガイド」の認定取り消しについて

このことについて、「三陸ジオパーク認定ガイド」認定制度要綱第７条第１項の規定に基づき、ガイドの認定を取り消したので、要綱同条第２項の規定に基づき通知します。

ついては、認定証を速やかに返納してください。

記

取り消した理由	
備　　考	